

申告書のかきかた例

令和 6 年度分 国税・県民税申告書

個人番号	1234567890123	種別	業
現住所	日の出町 1~1	電話番号	(21) 3111
1月1日現在の住所		氏名	日本一郎
フリガナ	ニ ホン イチロウ	生年月日	明・大・令 48年 3月 15日
氏名	日本一郎	世帯主の氏名	続柄

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料の種類	支払った保険料
厚生年金	116,428円
国民健康保険	180,000円
国民年金	41,400円
合計	337,828円
新生命保険料の計	旧生命保険料の計
52,300円	
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	17,500円
介護医療保険料の計	
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計

収入金額等

1 事業	業	等	ア	3,800,945円		
2 不	動	産	ウ	850,000円		
配	当	給	与	3,328,000円		
公	的	年	金	等	キ	3,328,000円
雑	所	得	等	ク		
短	期	利	子	エ		
長	期	利	子	コ		
時	給	与	サ			

所得金額

1 事業	業	等	ア	1,996,302円		
2 不	動	産	ウ	303,500円		
配	当	給	与	411,900円		
公	的	年	金	等	キ	2,249,600円
雑	所	得	等	ク		
短	期	利	子	エ		
長	期	利	子	コ		
時	給	与	サ			

所得から差し引かれる金額

社会保険料控除	337,828円
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	46,825円
地震保険料控除	
寡婦・ひとり親控除	260,000円
勤労学生控除	330,000円
配偶者特別控除	1,680,000円
基礎控除	430,000円
⑨から⑭までの計	3,084,653円
雑損控除	1,667,870円
医療費控除	50,551円
合計	4,803,074円

雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
火災	5・9・12	住宅・家財
損害金額		
5,383,000円		3,229,000円
支払った医療費等		保険金などで補てんされる金額
375,905円		226,354円

所得のなかつた方の記載欄

住所	
氏名	続柄

事業所得

ア①〔営業等〕
卸売業、小売業、飲食業、製造業、修繕業、サービス業などの、いわゆる営業から生じる所得。及び保険外交員、塾の経営、漁業などの事業から生ずる所得。

イ②〔農業〕
田、畑、養蚕、農家が兼営する家畜、酪農などから生ずる所得。

ア①については、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

〔不動産〕
ウ③地代、家賃、貸間代、駐車場代、土地、建物の権利金等から生ずる所得。
申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄を使用してください。

〔配当〕
オ⑤株式などの配当、証券投資信託の収益の分配などに係る所得。
申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄を使用してください。

〔給与〕
カ⑥給与・賃金・賞与などの収入の合計額。
※給与所得=収入金額-給与所得控除
(給与所得控除は、下表によって求められます。)

給与収入金額 A (円)	給与所得控除額 (円)
～ 1,625,000	550,000
1,625,001 ～ 1,800,000	A×40% - 100,000
1,800,001 ～ 3,600,000	A×30% + 80,000
3,600,001 ～ 6,600,000	A×20% + 440,000
6,600,001 ～ 8,500,000	A×10% + 1,100,000
8,500,001 ～	1,950,000

ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合には、上記の表にかかわらず、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)により給与所得の金額を求めます。

〔雑〕
キ⑦公的年金等などの収入の合計額。
※公的年金等の雑所得=収入金額-公的年金等控除
(公的年金等控除は、下表によって求められます。)

65歳以上(昭和34.1.1以前生まれの方)			
公的年金等の収入金額 A (円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,300,000	1,100,000	1,000,000	900,000
3,300,001 ～ 4,100,000	A×25% + 275,000	A×25% + 175,000	A×25% + 75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A×15% + 685,000	A×15% + 585,000	A×15% + 485,000
7,700,001 ～ 10,000,000	A×5% + 1,455,000	A×5% + 1,355,000	A×5% + 1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

65歳未満(昭和34.1.2以後生まれの方)			
公的年金等の収入金額 A (円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額 (円)		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 1,300,000	600,000	500,000	400,000
1,300,001 ～ 4,100,000	A×25% + 275,000	A×25% + 175,000	A×25% + 75,000
4,100,001 ～ 7,700,000	A×15% + 685,000	A×15% + 585,000	A×15% + 485,000
7,700,001 ～ 10,000,000	A×5% + 1,455,000	A×5% + 1,355,000	A×5% + 1,255,000
10,000,001 ～	1,955,000	1,855,000	1,755,000

ク⑧業務に係る雑所得欄には、原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得を記入。
ケ⑨その他の雑欄には、生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金などの上記以外のものによる所得を記入。
申告書裏面「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄を使用してください。

〔総合譲渡・一時所得〕
コサシ⑩総合譲渡は、商品や原材料のたな卸資産以外の自動車、機械、機具などの動産の譲渡により生ずる所得。
一時所得は、生命保険等の満期戻戻金、懸賞当選の金品などの一時的な性質をもっている所得。申告書裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄を使用してください。

〔事業専従者〕
申告書裏面「11 事業専従者に関する事項」に必要事項を記入してください。

〔分離課税〕
分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」に記入してください。

地方税法等の改正により各事項が変更になる場合がありますので、御了承ください。

令和 年度分 国税・県民税申告書受付書



⑬寡婦控除
寡婦控除(260,000円)……次の①か②どちらかに該当し、ひとり親に該当しない方。
①夫と離別した後、再婚していない方
子以外の扶養親族を有し、合計所得が500万円以下で、事実婚状態でない。
②夫と死別した後再婚していない方、又は夫の生死が明らかでない方
合計所得が500万円以下で、事実婚状態でない。

⑭ひとり親控除
ひとり親控除(300,000円)……婚姻をしていない方、又は配偶者の生死が明らかでない方で次の①・②・③すべてに該当する方。
①生計を一にする子(その年分の所得金額が48万円以下)を有する。
②合計所得金額が500万円以下。
③事実婚状態でない。

〔社会保険料控除〕
⑬国民健康保険料、国民年金保険料、その他の健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、長寿(後期高齢者)医療制度の保険料などの支払額全額。

〔小規模企業共済等掛金控除〕
⑭第1種共済掛金確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養掛金の支払額全額。

〔生命保険料控除〕
⑮一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料を支払った場合。

新契約	支払った保険料 A (円)	控除額 (円)
～12,000		A
12,001～32,000		A×0.5 + 6,000
32,001～56,000		A×0.25 + 14,000
56,001～		28,000(一律)

※平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)
※それぞれ右の算式により計算した控除額の合計額(限度額70,000円)
※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円)

〔地震保険料控除〕
⑯地震保険契約等の保険料を支払った場合。

支払った地震保険料等の区分	支払った保険料等の金額		控除額
	超	以下	
A 地震保険料のみ	—	—	支払った保険料の金額÷2(最高25,000円)
B 旧長期損害保険料のみ	5,000円	15,000円	支払った保険料の金額÷2 + 2,500円
	15,000円	—	10,000円
C AとBがある場合	—	—	A、Bそれぞれ計算した金額の合計額(最高25,000円)

(注意) 一の損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険が備わる場合、いずれか一の契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

〔配偶者・扶養控除〕
令和5年12月31日現在(年の中で死亡した人はその時点で)、あなたと生計を一にしている配偶者やその他の親族で、その年分の合計所得金額が48万円(給与収入金額で103万円)以下の人を扶養にし、控除を受けることができます。

⑰配偶者控除
あなたの合計所得に応じて配偶者控除を受けることができます。
控除額は裏面の表のようになります。

⑱配偶者特別控除
配偶者の合計所得が48万円超～133万円以下の場合、あなたの合計所得と配偶者の合計所得に応じて配偶者特別控除を受けることができます。
控除額は裏面の表のようになります。

⑳扶養控除
(ア) 老人扶養(昭和29年1月1日以前生まれの人)……38万円
(イ) 同居老親等(老人扶養で同居を常況としている人)……45万円
(ウ) 特定扶養(平成13年1月2日～平成17年1月1日生まれの人)……45万円
(エ) 一般扶養(ア～ウ以外の人、ただし、16歳未満の扶養親族は除く)……33万円
※16歳未満の扶養親族がいる場合には、別途記入欄に記入してください。

〔雑損控除〕
㉞盗害や盗難、横領などにより、住宅や家財に損害を受けた場合。
(損害をすす証明書が必要。)

〔医療費控除〕
㉟病院等に支払った治療費、医薬品の購入代などに要した費用、又はスイッチOTC医薬品の購入費用がある場合。
10万円(総所得金額等の5%)を超える分(最高200万円)
スイッチOTC医薬品は12,000円を超える分(最高88,000円)

㉠～㉣
・勤労学生控除(260,000円)……大学、各種学校等の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、かつ合計所得が75万円以下で、そのうち、給与所得等以外の所得が10万円以下の方。
・障害者控除(扶養している方が障害者の場合も適用されます。)同居特別障害者(530,000円)……同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、あなた、あなたの配偶者又はあなたと生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている場合。特別障害者(300,000円)……身体障害者1級・2級、精神障害者1級などの場合。普通障害者(260,000円)……上記以外の障害者の場合。

